

# 生垣設置奨励補助金 申請の手引き

平成 21 年 1 2 月

阿見町都市計画課

阿見町では、町景観条例第9条に基づき、潤いある街並みと安全な生活環境を確保するため、町が費用の一部を負担して生垣の設置を奨励しています。

生垣は、街並みに潤いを与えるとともに、風通しを良くし、居住性を高めます。また、ブロック塀を生垣にすることで倒壊を防ぎ、地震被害を予防することもできます。

**この機会に、制度の積極的なご利用をお願いします！**

## ■補助の対象区域

阿見町全域

## ■補助を受けることができる方

土地の所有者または生垣の設置に権限を有する方



## ■補助対象となる生垣

- 1 新たに生垣を設置する場合
- 2 既存のブロック塀等を撤去して生垣にする場合

## ■補助を受けることができない場合

- 1 国又は地方公共団体の所有又は管理に属する土地に設置されるもの
- 2 建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる敷地に設置されるもの
- 3 条例による補助金の交付を受けて生垣を設置した敷地又は緑化した敷地に、再び設置されるもの
- 4 不動産の販売を目的として設置されるもの
- 5 他の法令等の規定により、補助又は補償を受けたもの  
例) 区画整理事業における物件移転補償等を受けて設置されるもの

## ■補助額の基準

|                        |   |               |
|------------------------|---|---------------|
| 補助対象となる生垣設置に要する経費※の限度額 | 新たに生垣を設置する場合                            | 1m当たり 10,000円 |
|                        | ブロック塀等の撤去を伴う場合                          | 1m当たり 15,000円 |
| 補助率                    | 生垣設置に要する経費の2分の1（ブロック塀等の撤去を伴う場合はその経費も含む） |               |
| 補助限度額                  | 175,000円<br>（角地の2辺に設置する場合は350,000円）     |               |

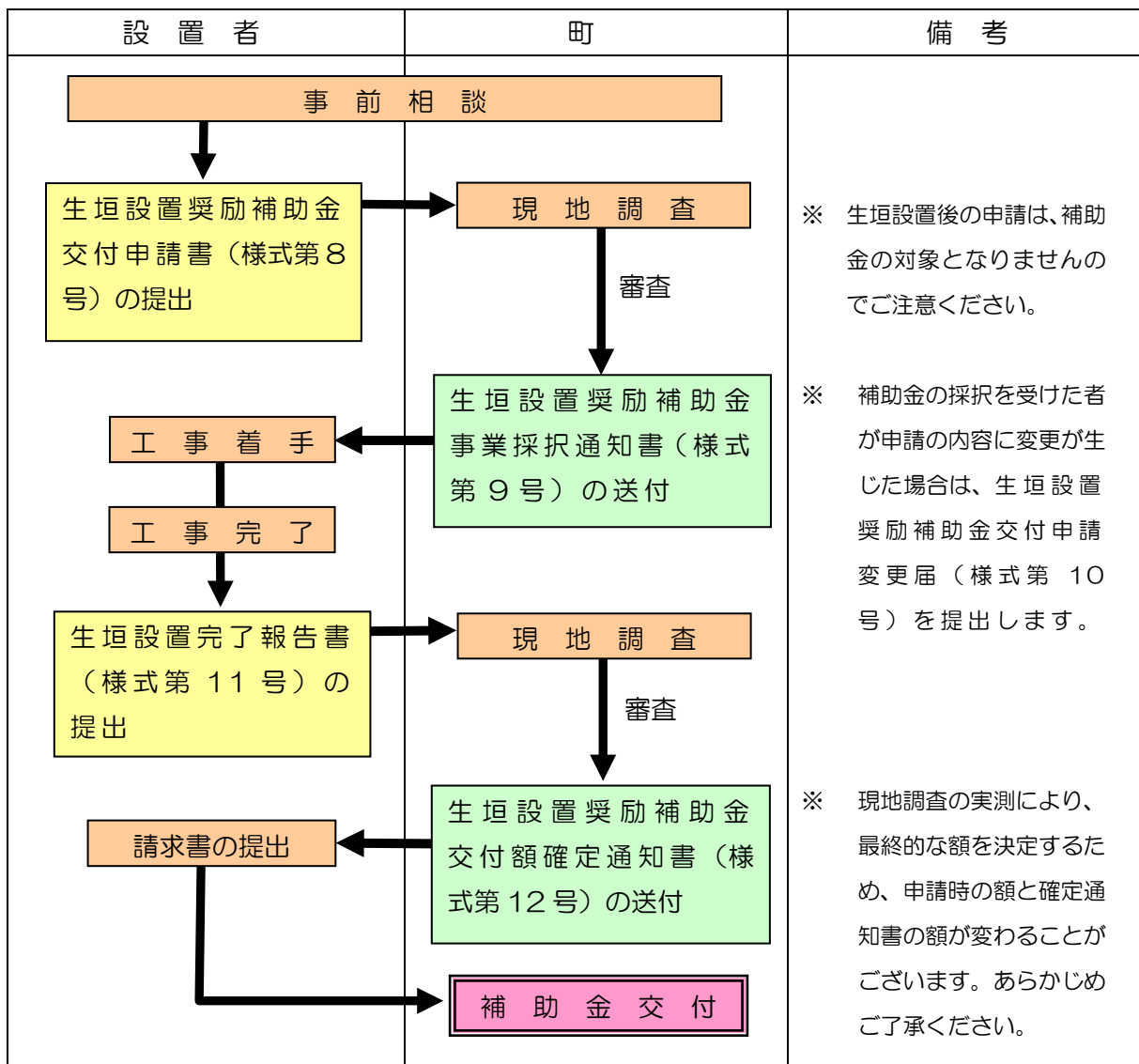
※ 生垣設置に要する経費とは、植手間、樹木、垣、支柱等を言います。

補助金の交付を受け生垣を設置した者は、設置から5年間は保全に努め、生垣として活用しなければなりません。

## ■申請方法

生垣を設置する前に都市計画課に事前相談の上、生垣設置奨励補助金の交付申請をしてください。（ブロック塀等の撤去を伴う場合は、**ブロック塀等を取り壊す前**に申請が必要となります。）

## ■申請手続きの流れ



### 申請の際に必要な書類（1部）

生垣設置奨励補助金交付申請書（様式第8号：都市計画課にて配布）

- 添付書類**
- ① 位置図（案内図）
  - ② 生垣設置計画図（5ページを参照してください）
  - ③ 工事金額見積書
  - ④ 着工前写真（遠近のもの計2枚）

### 完了報告の際に必要な書類（1部）

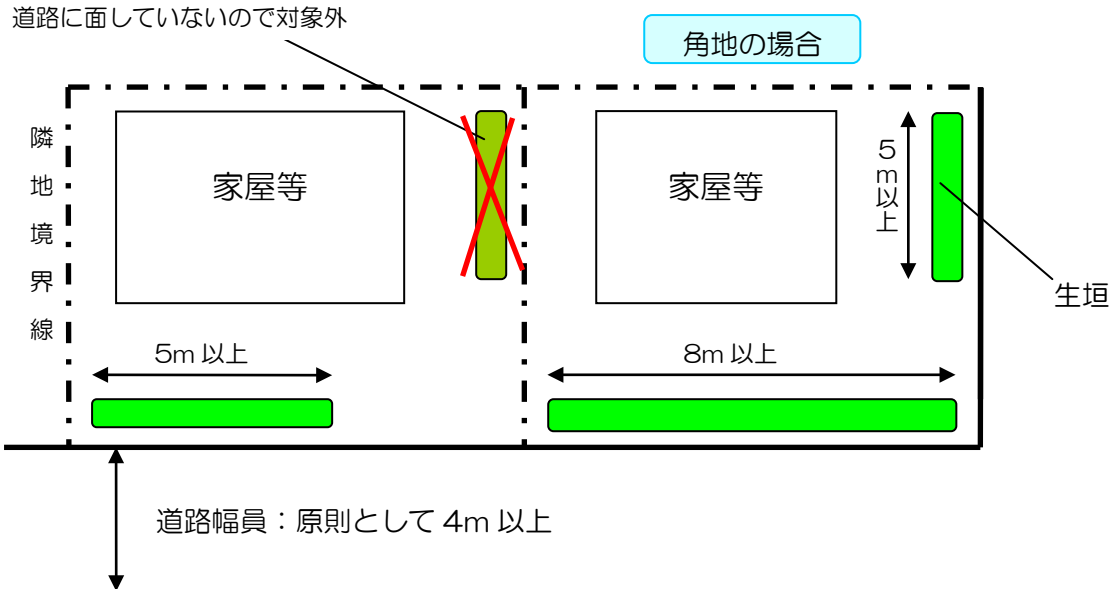
生垣設置完了報告書（様式第11号：採択通知書を郵送する際に同封します）

- 添付書類**
- ① 領収証の写し
  - ② 工事金額内訳書
  - ③ 設置完了写真（遠近のもの計2枚）
  - ④ 請求書（採択通知書を郵送する際に同封します）

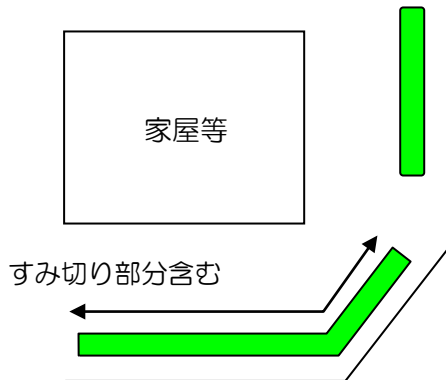
## 補助の条件

### ◆生垣の長さなど

- 1 道路に面して設置されるもので、総延長 5m以上であるもの  
(ただし、角地の2辺に設置されるものについては、長辺の生垣の延長が 8m 以上、かつ、短辺の延長が5m以上必要)



#### 【すみ切りの取り扱い】



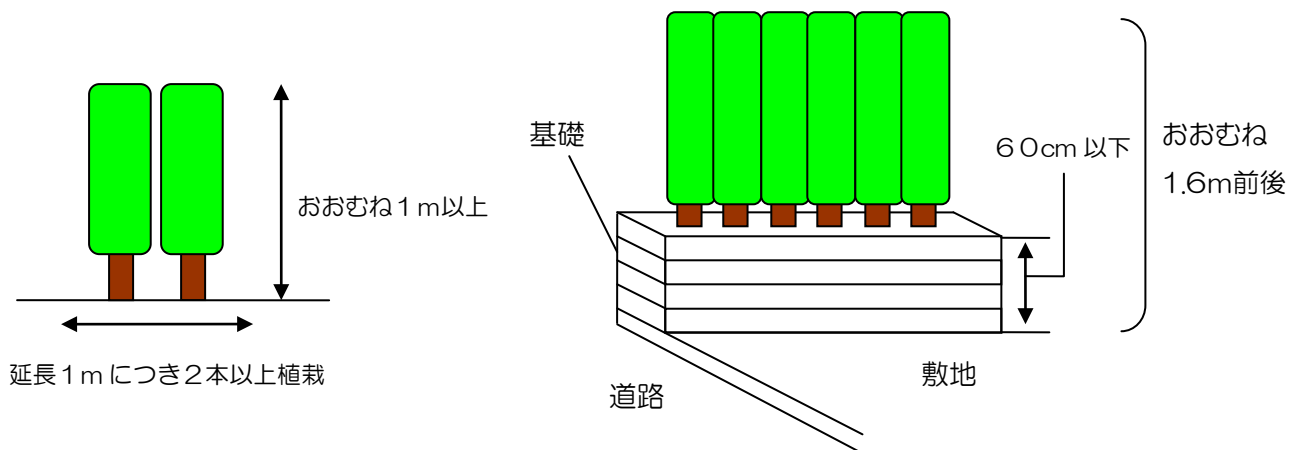
すみ切り部分を含み一辺とみなし、基準を満たしていれば、補助対象となります。

#### 【生垣設置の例】

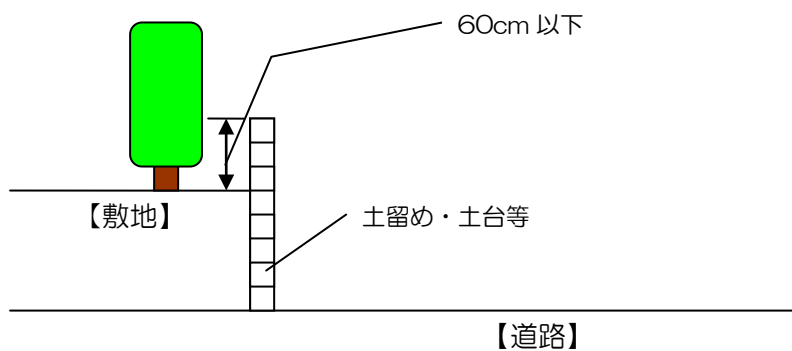


## ◆生垣の高さなど

- 1 樹木の高さがおおむね1 m以上のもの  
(成長したときの高さではなく、植えた時の高さ)
- 2 コンクリートブロック等を使用して基礎(植樹ます等)の上に設置される場合は、基礎の高さが敷地面から60 cm以下のもの。
- 3 延長1 mにつき2本以上植栽されるもの

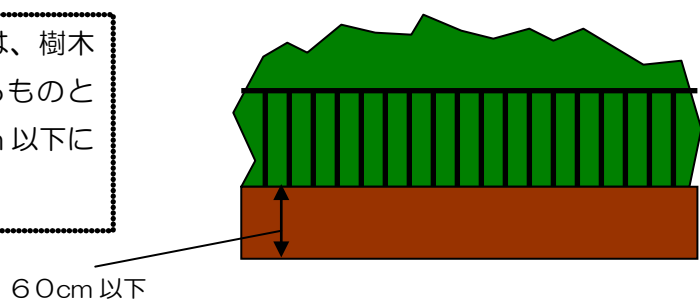


- 4 ブロック塀等の内側に樹木を設置するものについては、当該ブロック塀等の高さが敷地面から60 cm以下であるもの

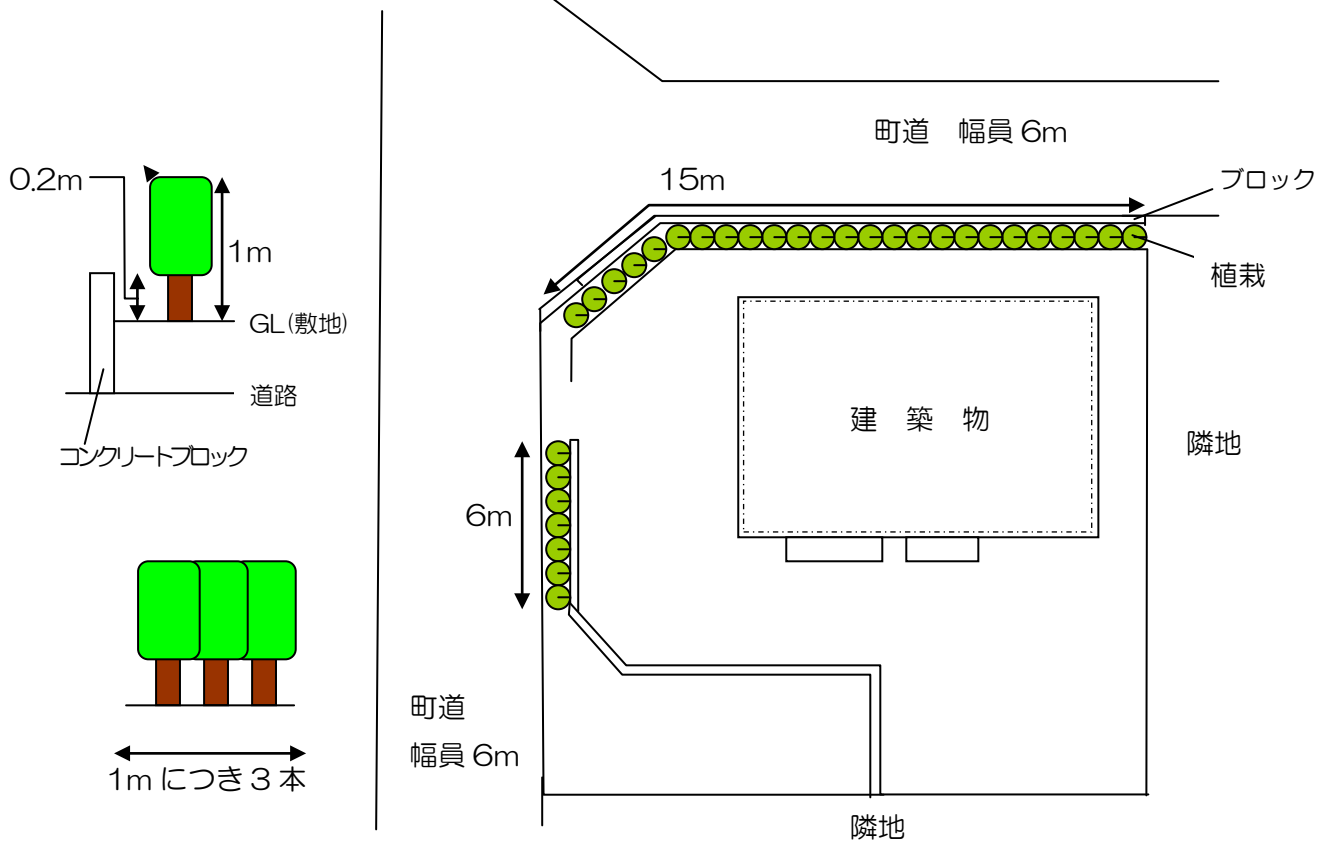


【フェンスを設置する場合】

フェンスの内側に生垣を作る場合は、樹木が外からよく見える透過性のあるものとし、基礎の高さは敷地面から60cm以下にします。



<添付書類：生垣設置計画図の例>



| 記載必須項目       | 注意事項   |
|--------------|--|
| 生垣の設置箇所      | 生垣がどのような配置になるかを記載してください                      |
| 生垣の延長        | 生垣の総延長がわかるように書いてください                         |
| 道路状況、道路幅員    | 生垣を設置する敷地に道路がどのように接しているか、また、道路幅員も併せて記載してください |
| 樹木の高さ（生垣の高さ） | 樹木の高さ、及び垣を設置する場合は支柱の高さも併せて記載してください           |
| 樹木の植栽する間隔    | 延長 1m につき何本植えるかを記載                           |
| 基礎の高さ        | 基礎（植樹ます等）を設置する場合は基礎の高さを記載してください              |

うるおいある街並みに！

お問い合わせ先

阿見町都市整備部都市計画課

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号

TEL 029-888-1111（内線 244）

